



(号外) 独立行政法人国立印刷局

官報 目次

〔府令〕

○ 保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令
内閣府令(内閣府二)

〔告示〕

○ 銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件等の一部を改正する件(金融庁四)
○ 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(厚生労働一五)

〔公 告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等

日本弁護士連合会懲戒の処分関係
地方公共団体
教育職員免許状失効・失効の取消、
行旅死亡人関係
会社その他

会社決算公告

兜 三

三 二

一

○ 内閣府令第二号

保険業法(平成七年法律五百五号)第五条第一項第三号亦、第一百条の二、第一百条の五第一項及び第二項、第一百九十四条第一項及び第五項、三百条第一項第九号、第三百条の二並びに同条において準用する金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第三十八条第九号の規定に基づき、並びに保険業法を実施するため、保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のようく定める。

令和三年一月二十一日

保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令

内閣総理大臣 菅 義偉

保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分(連続する他の規定と記号により括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載)に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

改 正 前

(事業方法書等の審査基準)
第十一 条 法第五条第一項第三号亦に規定する内閣府令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

〔一五 略〕

六 保険契約者に対して、第二百三十七条の二第三項第六号から第九号まで及び第二百三十四条の二十一の二第一項第四号から第七号までに定める書面を交付(当該書面に記載すべき事項を第二百二十七条の二第四項及び第二百三十四条の二十一の二第一項第四号から第七号までに定める書面を交付(当該書面に記載すべき事項を第二百二十七条の二第三項第六号から第九号まで及び第二百三十四条の二十一の二第一項第四号から第七号までに定める書面(第二百二十七条の二第三項第八号に定めるものにあつては、特定保険契約(法第三百条の二に規定する特定保険契約をいう。以下同じ。)の解約による返戻金がないことを記載したものに限る)を交付した上で、当該保険契約者から当該書面を受領した旨の署名又は押印を得る措置(当該書面に記載すべき事項を第二百二十七条の二第四項及び第二百三十四条の二十一の二第二項に規定する電磁的方法により提供する場合に記載すべき事項を受領した旨の署名若しくは押印を得る措置又はこれに準ずる措置)が明確に定められていること。

(事業方法書等の審査基準)
第十一 条 同上

〔一五 同上〕

六 保険契約者に対して、第二百三十七条の二第三項第六号から第九号まで及び第二百三十四条の二十一の二第一項第四号から第七号までに定める書面(第二百二十七条の二第三項第八号に定めるものにあつては、特定保険契約(法第三百条の二に規定する特定保険契約をいう。以下同じ。)の解約による返戻金がないことを記載したものに限る)を交付した上で、当該保険契約者から当該書面を受領した旨の署名又は押印を得る措置(当該書面に記載すべき事項を第二百二十七条の二第四項及び第二百三十四条の二十一の二第二項に規定する電磁的方法により提供する場合に記載すべき事項を受領した旨の署名若しくは押印を得る措置又はこれに準ずる措置)が明確に定められていること。

府 令

(金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令第三十九条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件の一部改正)

第三条 金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令第三十九条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件(平成十六年金融庁告示第四十四号)の一部を次のよつて改む。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる破線で囲んだ部分のよう改める。

改	正	後	改	正	前
[略] [株式会社ローネン銀行] [株式会社みんなの銀行] [略] [回上]	[回上] [株式会社ローネン銀行] [回上]				

備考 表中の「」の記載は注記である。

○厚生労働省告示第十五号

食品衛生法(昭和二十二年法律第一百三十一号)第十三条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準(昭和二十四年厚生省告示第二百七十号)の一部を次のよつて改正す。

厚生労働大臣 田村 憲久
(傍線部分は改正部分)

改	正	後	改	正	前
第1 食品 A～C (略) D 各条 ○ 清涼飲料水 1 (略) 2 清涼飲料水の製造基準 (1) (略) (2) 個別基準 1. ~3. (略) 4. ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料(果実の搾汁又は果実の搾汁を濃縮したもの)を冷凍したものであつて、原料用果汁以外のものをいう。以下同じ。)及び原料用果汁以外の清涼飲料水 a～d (略) e 清涼飲料水のうち、cに定める方法により殺菌又は除菌したものに乳酸菌、酵母、発酵乳又は乳酸菌飲料を混合するものにあつては、混合以降の工程を病原微生物により汚染されない適当な方法で管理し、自動的に容器包装に充填した後、密栓若しくは密封しなければならない。 f (略) 5. ~6. (略) 3・4 (略)	第1 食品 A～C (略) D 各条 ○ 清涼飲料水 1 (略) 2 清涼飲料水の製造基準 (1) (略) (2) 個別基準 1. ~3. (略) 4. ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料(果実の搾汁又は果実の搾汁を濃縮したもの)を冷凍したものであつて、原料用果汁以外のものをいう。以下同じ。)及び原料用果汁以外の清涼飲料水 a～d (略) e (新設)				